

療養介護医療及び障害児施設医療における事務処理にあたり、以下の通り別添にて説明・補足させていただきますのでご留意の上、対応方よろしくお願ひします。

1. 別添「レセプト記入例」について
診療報酬明細の記載上疑義が生じている
 - ・ 医療部分の自己負担額が上限に達する場合。
 - ・ 生保適用の場合の2事例につきまして説明しておりますのでご参考下さい。

2. 別添「食事療養等」について
8月課長会議においてお示しした資料を一部修正・補足しています。

事例1 医療部分の自己負担額が上限に達する場合（例：2月分）

診療報酬明細書（医科入院）				【略図】						
市町村		老人受		1 医科	1 社	2 2併	5 家入			
公費①	79	公受①		保険	34					
公費②		公受②								
氏名			特記事項							
職務上の事由										
						診療実日数	保 28 日			
						①	日			
						②	日			
				※高額療養費 円						
療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円	食事・生活療養	保険	回数	請求 円	※決定 円	標準負担額 円
		50,000					84	53,760		21,840
①				12,650	①		0	0		0
②					②					

例) 受給者証に記載されている金額

医療部分負担額 12,656 円
 食事標準負担額 24,180 円

レセプト記載方法

*原則 「負担金額」欄への記載については、明細書の記載要領に基づき、1 円単位で記載すること。（老人医療又は高齢受給者（入院の場合及び在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療科を算定した場合に限る。）を除く。）

- 1 受給者証に記載されている上限額が1 円単位で、医療部分の自己負担額が上限額に達したケースについては、利用者負担の仕組みから負担上限額を定めたことによる端数処理上1 円単位を切り捨ててレセプトに記載することにする。
- 2 食事標準負担額については、受給者証に記載されている限度額を下回ることから、レセプト（公費①の標準負担額の欄）への記載は0 円とすること。

事例2 生保適用の場合

診療報酬明細書（医科入院）				【略図】						
市町村		老人受		1 医科	2 公費	2 2併	1 本入			
公費① 79		公受①		保険						
公費② 12		公受②								
氏名	特記事項			診療実日数	保	日				
職務上の事由					①	31	日			
				②		日				
				※高額療養費 円						
療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円	食事・生活療養	保険	回	請求 円	※決定 円	標準負担額 円
	①	2,011		0		①	93	59,520		24,180
	②					②	93	59,520		24,180

例) 受給者証に記載されている金額

医療部分負担額 0 円
 食事標準負担額 24,180 円

レセプト記載方法

- 「負担金額」欄への記載については、受給者証に記載されている0円を記載するか、「空白」のいずれかの方法によること。
- 食事標準負担額については、受給者証に記載されている限度額*に関わらず「健康保険の食事療養に係る標準負担額（厚生省告示第203号）」に規定された金額を記載すること。
 なお、標準負担額については、生活保護法により全額支給されるものとする。

* 受給者証にも原則は食事療養に係る標準負担額を記載すること。

診療報酬明細書抜料 家族・公費（障害児施設医療）（入院）

診療報酬明細書（医科入院） 【略図】				1 医科	1 社	2 2併	5 家入
市町村		老人受		保険	34		
公費①	79	公受①					
公費②		公受②					

氏名		特記事項	
職務上の事由			

診療表日数	保	日
	①	日
	②	日

※高額療養費				円
療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円
	①			
	②			
	食事・生活療養	回数	請求 円	※決定 円
	①			
	②			
				標準負担額 円
				(I)

食事療養に係る標準負担額についての公費の負担形態	受給者証記載の食事療養に係る負担上限月額との関係	診療報酬明細書の食事療養の公費記入欄 (I)	指定知的障害児施設等(医療施設)が利用者へ請求する額	都道府県等への請求書の提出
公費による負担なし	当該月における食事療養に係る標準負担額 ≤ 負担上限月額	0円	当該月における食事療養に係る標準負担額	不要
公費による一部負担	0円 < 負担上限月額 < 当該月における食事療養に係る標準負担額	0円	食事療養に係る負担上限月額	標準負担分から自己負担分の差額を請求書により提出
公費による全部負担	負担上限月額は0円	当該月における食事療養に係る標準負担額	0円	不要